**別紙②**

**アイヌ文化フェスティバル開催事業業務委託**

**要求水準書**

**１　運営体制・実績**

**（１）業務実施体制と配置予定者の能力**

　　　　本事業を円滑に実施するための適切な実施体制、業務責任者、業務担当者等を確保していること。なお、業務責任者及び業務担当者は、阿寒湖のアイヌ文化に対し知識があり、アイヌ文化フェスティバル（以下、「フェスティバル」という。）を実施するための十分な実績または能力を有する者が望ましい。

**（２）提案者のフェスティバル実施事業の取扱実績**

　　　　自然と共生してきた阿寒湖のアイヌ文化の魅力を国内外に発信するために、阿寒湖アイヌコタン等の会場において、アイヌ民族の音楽や古式舞踊、食や文化体験などを盛り込んだ「アイヌ文化フェスティバル」を開催することで、アイヌ文化の認知度および関心度を高め、観光客の誘客とともにアイヌ文化の発信強化を行うという事業目的を達成するために必要な実績と能力を提案者自体が有していること。

**２　委託業務内容**

1. **企画概要**
2. 本事業の目的並びに「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、「釧路市アイヌ施策推進地域計画」及び「第二期釧路市観光振興ビジョン」の趣旨を反映した実施方針とすること。
3. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」を踏まえたうえで、適切な事業構成及び実施スケジュールを立て実施すること。
4. 事業の実施にあたっては、阿寒アイヌ工芸協同組合（以下、「組合」という。）と連携し、取り組むこと。
5. アイヌ文様の使用方法等については、一般社団法人阿寒アイヌコンサルン（以下、「コンサルン」という。）の確認を取ること。アイヌ文様はコンサルンが制作または提供するものを使用すること。これらの経費を計上すること。
6. 謝金を計上する場合は、「釧路市アイヌ施策推進事業における謝金等の取扱要領」に従うこと。

※「釧路市アイヌ施策推進事業における謝金等の取扱要領」については、事務局まで問合せること。

1. 提案事業者の事務費や旅費等の計上にあたっては、必要最低限とすること。

⑦ 以下（２）～（９）の業務を一体的に実施することで、効果的な事業展開とすること。

**（２）全体の演出に関すること**

1. アイヌ文化を国内外に向けて効果的に発信できるような構成内容の工夫がなされていること。
2. 著名なアーティストの発信力を活用しアイヌ文化を発信する催しを２日以上開催すること。アイヌ古式舞踊やアイヌ音楽とのコラボレーションを企画に取り入れること。
3. 開催場所は、阿寒湖アイヌコタン会場（阿寒湖アイヌシアター「イコロ」・オンネチセ）の全部もしくは一部を使用すること。
4. 開催時期は、契約期間中とする。
5. アイヌ料理の提供など、アイヌ文化を体験出来る催しを工夫すること。
6. フェスティバルのリモート配信など、会場外においてもイベントに参加できるような工夫をすること。
7. 上記②に加え、フェスティバルの企画において、可能な限り長期間のアイヌ文　化発信の取組を行うこと。また、阿寒湖アイヌコタン会場等を活用した小規模のイベントを企画し、年２回以上の定期的な発信をすることについて検討すること。
8. 過去の実績（リアル１，４４７名、オンライン２１，６１８名）を超えるよう認知度を高める演出の工夫をすること。

**（３）音楽イベントの出演者に関すること**

1. 集客力のある出演者（団体、個人等）で構成すること。
2. アイヌの人々とのコラボレーションが可能なアーティストであること。
3. 出演者との出演に関する交渉・契約をはじめ諸調整を行うこと。
4. 開催日における出演者の控室運営を行うこと。
5. 出演者の候補を選定し、委託者と組合と協議の上、出演者を決定すること。

**（４）実施運営（進行、運営、警備等）計画の立案に関すること**

1. 会場や周辺の調査及び必要に応じ周辺施設等への説明を行うこと。
2. 全体の企画についてはフェスティバル開催の半年前を目途に作成し、地域の関係者を参集し、説明会を開催した上で調整を図ること。
3. 会場の特性や許可された内容、出演者及び出演団体の人数や実施内容等を踏まえた設計を行うこと。
4. 氷上フェスの会場内で行う場合については、観光協会と調整し、環境省及び釧路総合振興局への許認可申請に用いる文書及び図面等を作成すること。その他必要な許認可申請を行うこと。
5. 実施運営に関するマニュアル、進行表の作成を行うこととし余裕をもって事前に組合と情報の共有を図ること。マニュアルにおいては最低限下記の項目を盛り込むこと。

　　　　・開催概要、業務担当者一覧表、連絡系統図、関係各所（警察、消防署等）連絡先一覧、会場レイアウト図、舞台及び設置等図面、実施スケジュール、設備等、搬入車両等の動線、警備、駐車場、運営スタッフ等配置図、緊急時（悪天候、天災等）の避難計画や対応方法

**（５）舞台に関すること**

1. 舞台における安全管理を徹底すること。
2. 音響機材等の手配、設営撤去、オペレーション等を行うこと。
3. 会場の電源環境については、組合と調整を行うこと。

**（６）運営及び警備に関すること**

1. 運営マニュアルに沿った人員配置、警備等を行うこと。
2. 会場の設営・撤去を行うこと。
3. 来場者の整理整頓、動線管理を行うこと。
4. 駐車場を確保し、必要な誘導を行うこと。
5. 会場備品の使用については、観光協会及び組合と調整を行うこと。
6. 会場の動員集計を行うこと。
7. 出演者、スタッフ、来場者を対象にした傷害事故にかかる保険に加入をすること。（イベント保険への加入等）
8. 当日の会場の記録（写真及び動画）を残すこと。
9. 業務実施報告書を作成すること。

**（７）情報発信に関すること**

1. 過去の実績（リアル１，４４７名、オンライン２１，６１８名）を超えるよう認知度を高める情報発信の工夫をすること。
2. イベントのホームページ（PC版、スマートフォン版）について、釧路地区や阿寒湖温泉地区の魅力及び、アイヌ文化を含めて制作し、公開すること。ホームページは多言語対応とすることとし、英語表記は必須とする。また、組合及び観光協会の公式ホームページへのリンクを貼ること。

組合公式ホームページ：<https://www.akanainu.jp/>

観光協会公式ホームページ：<https://ja.kushiro-lakeakan.com/>

1. 既存のＳＮＳ（公式アカウント）を活用し、阿寒湖のアイヌ文化の魅力を国内外に発信するほか、イベントの準備や開催中の様子についても発信し、誘客を図ること。また、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等各種メディアを使ったＰＲ・情報発信を行うこと。
2. イベントの模様を撮影した動画を編集・制作し、イベント終了後に制作したホームページや、YouTube、インスタグラム等に掲載し情報発信すること。
3. 出演するアーティストのＳＮＳ等による当該イベントや阿寒湖の魅力、アイヌ文化の発信について工夫すること。
4. 開催ポスター及びチラシのデザインの制作・印刷及び配布を行うこと。なお、ポスター及びチラシにはイベントのタイムテーブルを載せるか、ＱＲコードで詳しい情報が得られるよう工夫をすること。また、ポスターは最低２００枚、チラシは２，５００枚以上を印刷し、阿寒湖温泉内宿泊施設、各店舗、各種観光施設や市内小中学校、公共施設に配布するほか、北海道内のアイヌ関連団体・施設や観光施設など、幅広く周知できるよう配布すること。
5. イベント会場に看板やイベントスケジュールを設置し周知を図ること。なお、看板及びイベントスケジュールは多言語対応とすることとし、英語表記は必須とする。
6. アイヌ文化の魅力をＰＲできるノベルティーを制作し、イベント期間中に配布すること。
7. アイヌ文化ガイド「Anytime,Ainutime!」事業及び「AKAN AINU ARTS ＆ CRAFTS→NEXT」との連携を図るほか、ホームページ「阿寒湖アイヌコタン」など阿寒湖のアイヌコンテンツを積極的にＰＲする事業との連携を図ること。

「Anytime,Ainutime!」：<https://anytimeainutime.jp/>

「AKAN AINU ARTS ＆ CRAFTS→NEXT」：<https://akanainu-next.jp/>

　　　　「阿寒湖アイヌコタン」：https://www.akanainu.jp/

**（８）中止の場合（費用負担について）**

1. 天災、伝染病等、提案者の責めに帰することができない事由により、フェスティバルを中止とした場合の費用負担については、双方協議の上、決定するものとする。

**（９）フェスティバルの自立に向けた調査に関すること**

① フェスティバルの主催者について、将来的に誰が主体となって動くのか、どのような組織にするのかを地元の関係者と協議し、形にすることが望ましい。

1. 将来的にフェスティバルの主催者が、フェスティバル開催の都度採算がとれるような運営方法（有料化などの収入確保策等）について具体的に提案し必要な調査を実施すること。なお、提案内容については、フェスティバルの開催前に地元関係者へ説明のうえ、意見交換をすることが望ましい。

**３　契約上限額**

　　契約上限額は２０，７３５，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。